

「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等についての条例の特例に関する条例」  
制定にあたって

市議会議員の報酬は、市民のみなさんからの信頼をもとに、市のために活動することを前提に支給されています。報酬の取り扱いについても、より分かりやすい仕組みにしておくことが大切だと考えています。

そこで本市議会では、正当な理由がなく議会活動に長期間参加しない場合に報酬を減額できる仕組みを整えることで

議員としての責任を明確にする  
市民のみなさんに納得していただける制度にする  
報酬の公平性を保つ  
ことをめざします。

この条例により、透明性のある報酬制度とし、よりよい議会運営につなげていきたいと考えています。

泉佐野市議会議長 大和屋 貴彦